

国家試験の受験に伴う配慮事項申請書

試験名称 歯科医師国家試験

1. 記載配慮事項 (別紙の【参考】から該当する類型番号を記載すること。)

8・9・10の申請で利用する機器については、電波の送受信ができないものである。	チェック欄：□

※物品の持込み又は配席の希望等がある場合には、括弧書きの上、その内容を具体的に記入すること。

2. その他の希望配慮事項 (記載配慮事項で、17を記載した場合には、希望する配慮事項を具体的に記入すること。)

--

3. 配慮が必要な理由 (診断名・障害名及び障害の程度、症状等配慮が必要な理由を具体的に記入すること。)

--

4. 連絡先

フリガナ		生年月日	
氏名			
現住所	〒		
電話番号 (携帯電話)			
メールアドレス			
受験地	卒業(予定) 年月日		
卒業学校名			
電話番号 (学校)			
担当者 (学校)			

※障害のため、メールアドレスによる連絡を希望される場合には、メールアドレスを記入すること。

※学校担当者宛に結果の通知を希望する場合は、「電話番号(学校)」にSMS(ショートメッセージ)による連絡が可能な携帯電話の番号を記載すること。

【参考】配慮事項申請内容及び対応内容一覧

類型番号	配慮事項申請内容	配慮事項申請内容に対する対応内容	申請時の提出書類		
			申請書	診断書※1	写真※2
1	拡大問題用紙の提供	・通常の問題用紙に加え、拡大問題用紙（A3サイズ）を提供する。 ・別室での受験を認める。	○	○	
2	拡大解答用紙の提供	・通常の解答用紙に加え、拡大解答用紙（A3サイズ）を提供する。 ・別室での受験を認める。	○	○	
3	マークシートに代わる文字記入式解答用紙の提供	・通常の解答用紙に加え、文字記入式解答用紙を提供する。	○	○	
4	マークシートに代わるチェック式解答用紙の提供	・通常の解答用紙に加え、チェック式解答用紙を提供する。	○	○	
5	注意事項等の文字による伝達	・注意事項等の文字による伝達を行う。	○	○	
6	拡大鏡等の持参及び使用	・試験監督員検閲のもと、拡大鏡等の持参及び使用を認める。	○	○	○
7	座布団/クッション/ひざかけ/タオルの持参及び使用※3	・試験監督員検閲のもと、座布団/クッション/ひざかけ/タオルの持参、使用および机の上に置くことを認める。	○	○	○
8	補聴器（電波の送受信なし）の持参及び使用※4	・試験監督員検閲のもと、補聴器（電波の送受信なし）の持参及び使用を認める。	○	○	○
9	血糖測定器/インスリンポンプ/インスリン注射等の持参及び使用（電波の送受信なし、アラーム鳴動あり）※3,4	・試験監督員検閲のもと、血糖測定器/インスリンポンプ/インスリン注射等の持参及び使用を認める。 ・別室での受験を認める。	○	○	○
10	血糖測定器/インスリンポンプ/インスリン注射等の持参及び使用（電波の送受信なし、アラーム鳴動なし）※3,4	・試験監督員検閲のもと、血糖測定器/インスリンポンプ/インスリン注射等の持参及び使用を認める。	○	○	○
11	試験時間中の糖質類等の補飲食	・試験監督員立ち会いのもと、試験時間中の糖質類等の補飲食を認める。	○	○	○
12	服薬用の飲料水（水）の持参及び使用	・試験監督員立ち会いのもと、試験時間中の水分の摂取およびラベルをはがした上で机の上に置くことを認める。	○	○	○
13	服薬/吸引薬/点眼薬等の持参及び使用※3	・試験監督員立ち会いのもと、試験時間中の服薬/吸引薬/点眼薬等の持参及び使用を認める。	○	○	○
14	トイレに近い試験室への配席	・可能な限り、トイレに近い試験室に配席する。	○	○	
15	最前列/最後列/前方/後方/出入り口付近等への配席※3	・可能な限り、最前列/最後列/前方/後方/出入り口付近等に配席する。	○	○	
16	可動式の机・椅子への配席	・可動式の机と椅子に配席する。	○	○	
17	その他	・申請内容に応じて個別に決定する。	○	○	(○)

※1 申請3月以内に発行された医師の診断書原本を添付すること。

※2 物品の持込みを伴う配慮事項については、申請書に記載した内容が確認できる鮮明な写真（大きさ、形状等全面が分かるもの）を添付すること。なお、当日は当該写真により確認した物品と同一のものに限り持込みを認めるものとし、申請内容又は添付写真と相違のある物品の持込みは認められない。

※3 類型番号7、9、10、13及び15については、申請内容の詳細を具体的に「1. 記載配慮事項」へ記載すること。

※4 補聴器、血糖測定器、インスリンポンプについては、電波の送受信ができるタイプのものは、試験中の使用は認められない。持ち込みは可能であるが、試験時間中は電源を切ること。なお、人工内耳を使用している場合も同様の扱いとし、人工内耳を使用している場合は類型番号17（その他の希望配慮事項）を選択の上、申請すること。